様式１２号

設計共同体協定書

（目的）

第１条　当該設計共同体は、次の業務（以下「本業務」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

⑴　丸森町（以下「発注者」という。）の発注する○○○○設計委託

　⑵　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当該設計共同体は、○○○○設計委託○○・△△設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同体は本協定の締結日に成立したものとする。

２　本業務を受託したときは、共同体は、本業務の委託契約の履行後、発注者の承諾を得るまでの間は解散することはできない。

３　本業務を受託することができなかったときは、共同体は前項の規定にかかわらず、本業務に関する委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　○○株式会社

△△県△△市△△町△△番地

　　　　　　△△株式会社

（代表者の名称）

第６条　共同体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に関する成果物及び部分引渡しに関する成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　○○の○○業務　○○株式会社

　　△△の△△業務　△△株式会社

（構成員の出資の割合）

第９条　構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について発注者との契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　○○株式会社　　　○％

　　　△△株式会社　　　○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第10条　共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第11条　各構成員は本業務の委託契約の履行に際し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第12条　共同体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第13条　共同体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第14条　決算の結果利益を生じた場合には、第９条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第15条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第９条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第16条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき運営委員会で協議するものとする。

３　前２項の規定は、いかなる意味においても第11条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第17条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第18条　構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

（解散後のかし担保責任）

第19条　共同体が解散した後においても、本業務につきかしがあったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第20条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社と△△株式会社は、上記のとおり○○○○設計委託○○・△△設計共同体協定を締結したので、その証拠として協定書２通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　㊞

所在地

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　㊞